

改正建築基準法施行に伴う建築関連産業の混乱等に関する質問主意書

平成十九年六月に施行された改正建築基準法及び同法施行令(以後改正法等という)は、一昨年の建築構造偽装事件に対する今後の対処策を盛り込もうとしたものであり、その法の目的の本質において、多くの国民が待ち望んでいたものである。確認審査の厳格化および建築士に対する罰則強化をも含む方針は、大いに期待できるものであった。しかし、六月の改正法等施行以後数ヶ月経過する中で、さまざまな建築活動や経済の混乱が表面化してきたのである。

すでに各メディアでも取り上げられているように、全国での建築確認(着工)数の激減に起因する経済成長率の減速が不安視され出している。現に、建築関連業種においては、改正法等関連による決算の下方修正が相次いで出され始めている。

建築関連業種は裾野が広く、国民生活にも密接に関係しており、結果論では済まされない重大な事態を引き起こしてしまったのではないかと考える。特に、建築の長期に渡る工事期間を考慮すれば、経済的打撃は少なくとも来期まで影響する事が懸念される。

政府としては、この事態を重く受け止め、問題の原因究明とともに早急な善処策を打ち出していき事が急務ではなかろうか。単なる対処療法ではなく、事象の本質を理解し、同質の問題を今後生じさせる事がない様な対応が求められる。

よって、問題が生じた原因は何か、現状はどうなっているのか、今後の対処策はどうなるのかという観点について次の事項を質問する。

番号	質問	答弁
一	平成十九年六月二十日に施行された時点あるいはそれ以前において、建築確認件数が激減するなど建築確認業務に支障をきたす事などは予見していなかったのか。経済成長減速などの不安要素は考えていなかったのか。	建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号。以下「改正法」という。)の施行前においては、改正法の施行に伴い、改正法による改正後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「新建築基準法」という。)第六条第四項及び第十八条第三項に規定する審査並びに新建築基準法第六条の二第一項の規定による確認のための審査(以下「確認審査」と総称する。)において一定の建築物については新建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を行うことが新たに必要となることなどにより確認審査に要する時間が増加することが想定されたため、我が国の経済及び国民生活に支障を生じることがないように改正法及び関係政省令等の円滑な施行のための準備を進めてきたところである。
二	改正法等の施行後の建築確認業務の停止と混乱を招いた原因は、どこにあると考えているのか。	一について述べたように、確認審査において一定の建築物については構造計算適合性判定を行うことが新たに必要となったことに加え、建築士、建築主事、新建築基準法第二条第三十三号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という。)、新建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(以下単に「指定確認検査機関」という。)その他の関係者が、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施に習熟していないこと、一部の特定行政庁等において新建築基準法第六条第一項の確認又は同法第六条の二第一項の確認(以下「建築確認」と総称する。)の申請者に過重な負担となる制度の運用が行われたことなどから、結果として、建築確認の件数の減少が生じたものと考えている。
三	平成十九年八月十日に国土交通省から構造関係告示の運用に関する技術的助言(国住指第一八五六号)が通知されているが、構造設計関係者の間では、これが出て来なかったため業務をすすめる事ができにくかったという意見がある。国土交通省はこの通知がなくとも建築確認に関する業務が円滑に遂行できると判断したのか。六月二十日時点で示されず、なぜ施行から約二ヶ月遅れで通知がなされたのか。	国土交通省においては、確認審査の円滑な実施のため、改正法の施行前に、特定行政庁、指定確認検査機関等により構成される日本建築行政会議その他の関係団体の協力を得て、建築主事等に対する研修会並びに建築物の設計者及び工事施工者に対する講習会を開催するとともに、本年六月には国土交通省住宅局建築指導課長から都道府県建築主務部長あてに「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律等に関する構造関係告示の施行について(技術的助言)」(平成十九年六月二十日付け国住指第千三百三十五号。以下「施行通知」という。)を通知するなど改正法及び関係政省令等の内容について周知を図ってきたところである。 御指摘の本年八月十日付けの通知は、改正法及び関係政省令等の運用の実態を踏まえた建築士、特定行政庁その他の関係者からの意見を勘案し、施行通知について、表現の統一及び新建築基準法に基づく建築物の構造に関する告示の解釈の明確化を図る観点から所要の改正を行ったものである。
四	改正法等が施行された平成十九年六月二十日以前に、国土交通省において関係識者や業界関係者からの意見の聴取はなされたのか。なされたのであれば、誰がいつどのような関係者から聴取したのか。またその内容について今回の事態に至った事との関係を明らかにすべきと考えるが、政府の見解を求める。	国土交通省においては、改正法の施行に伴い必要となる関係政省令等の制定に当たって、あらかじめ行政手続法(平成五年法律第八十八号)に基づく意見公募手続を実施するとともに、担当者を派遣し、本年五月から六月までの間に全国で延べ約七千二百人の参加を得て建築主事等に対する研修会を二十四回開催し、同年四月から六月までの間に全国で延べ約九千六百人の参加を得て建築物の設計者及び工事施工者に対する講習会を二十三回開催し、これらの機会において関係者からは新建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等(以下単に「確認審査等」という。)の手続の細則についての意見があり、その意見については、改正法の施行までに、確認審査等について定める関係政省令等に適切に反映したところである。
五	いくら罰則を強化しても、ほかの犯罪同様、悪意の人間の偽装工作など不正行為はなかなか防げるものではないと考える。改正法等の具体的な中身において、どの部分が偽装を防止する有効な項目と解釈できるのか	改正法は、いわゆる構造計算書偽装問題の再発を防止し、建築物の安全性の確保を図るため、御指摘の罰則の強化のほか、建築主事及び指定確認検査機関による確認審査においては発見することが困難な構造計算書の問題点を構造計算について専門的な審査を行う第三者機関によって発見するための構造計算適合性判定の制度の導入、確認審査の事項等を明らかにする国土交通大臣による確認審査等に関する指針の策定並びに指定確認検査機関の指定要件の強化、特定行政庁による立入検査制度の導入等による指定確認検査機関に対する監督の強化により確認審査等の適正な実施の確保を図るとともに、階数が三以上である共同住宅の建築工事に係る中間検査の実施により適切な構造を備えた共同住宅の建築の確保を図るものであり、いずれも構造計算書の偽装の防止に寄与するものと考えている。
六	設計者を性悪説で捉えれば、検査の厳格化は極めて自然な流れであると思われる。また国民の安全に配慮する観点から見ても大切な事でもある。しかし、一方で厳格化は、経済活動の萎縮や停滞を招きかねない要素も含んでいると考える。厳格化方策を決定する場合は、慎重さとバランスを考慮した判断がより重要であろう。それでは、今回の改正法等に示された厳格化策のどの部分をもって、何がどう是正されるのを意図したのか、具体的な政府の見解を求める。	
七	平成十九年六月二十日以後、十一月十四日にかけて、国土交通省の建築指導課長や住宅局長名で相次いで緩和策等が通知されている。これらの一連の緩和策通知も、さらに現場を混乱させたとの意見もある。それでは、そもそも改正法等に示された厳格化策は、厳しすぎたのか、または説明不足だったのか。具体的に九月二十五日付国住指第二三二七号および十一月十四日付国住指第三一〇号の技術的助言は、どのような問題点に対してどのような意図と効果を期待しての通知だったのか。また、これまでの一連の緩和策で、今後とも十分であると思われるのか、政府の見解を求める。	御指摘の技術的助言に関する通知については、いずれも、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による規制を緩和するものではなく、改正法の趣旨を踏まえ、建築主等に過重な負担を強いることのないよう新建築基準法及び関係政省令等の運用に関し、必要な補足を行うために通知したものである。今後とも、新建築基準法及び関係政省令等の円滑な運用を図るため、関係者の意見を踏まえつつ、必要な措置を講じてまいりたい。
八	今後の経済状況などを判断するためにも、建築確認の対前年比実態や確認の進捗状況および建築着工床面積に結びつく面積ベースのデータなどは、逐次正確に把握していく必要があると考える。国土交通省は、平成十九年十一月三十日付で「最近の建築確認件数等の状況について」を発表している。これは確認業務の現状分析や今後の対応策を考える上での重要な基礎判断材料であろう。この視点に立って、データを誤解なく判断しさらに分析を深めていく為にも、基本的な事として以下の点を確認しておく必要があると考える。①月次の確認申請(一～三号)のうち適判申請が必要な割合はどの程度と把握しているのか。②確認申請から適判申請までのタイムラグは実体としてどの程度であると把握しているのか。③件数での把握だけでなく面積ベースでの調査を行う予定はあるのか。④時間的猶予がない中で、少なくともサンプル調査などでの検証(実態追跡調査)を行う事は想定しているのか。以上政府の見解を求める。	八の①及び②について 建築確認の申請が行われた新建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物のうち構造計算適合性判定が必要なものの割合及びこれらの建築物について建築確認の申請の日から構造計算適合性判定を求めた日までの期間については、把握していない。 八の③について 建築確認の申請が行われた建築物及び建築確認を受けた建築物の延べ床面積の合計に関する調査については、現時点では実施する予定はない。 八の④について 建築確認の申請が行われた建築物及び建築確認を受けた建築物に関する抽出調査については、今後、必要に応じて実施していくこととしている。
九	改正法等施行後の偽装防止と円滑な構造設計や構造審査においては、新たな大臣認定構造計算プログラムは不可欠であり、設計、確認業務双方にとって重要度が高いと考える。新たな大臣認定構造計算プログラムの位置付けと取扱いについて、政府の見解を求める。	新建築基準法第二十条第二号イ又は同条第三号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下「大臣認定構造計算プログラム」という。)は、建築物の構造計算の迅速かつ適確な実施に資する重要なものであり、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成十九年国土交通省令第六十六号。以下「改正省令」という。)による改正後の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第一条の三第一項第一号ロ(2)ただし書の規定により、大臣認定構造計算プログラムによる構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合には、当該構造計算に係る磁気ディスク等の提出をもって建築確認の申請に当たり提出しなければならない構造計算書等の一部の提出に代えることができることとされているところであるが、現時点では、大臣認定構造計算プログラムは存在しないことから、これらの取扱いが行われない状況となっている。
十	新たな大臣認定構造計算プログラムは未だに提供が始まっていない。この現状の中で、設計や確認業務にどのような影響を及ぼすと考えられるのか。具体的調査ヒアリングは行っているのか。そもそもなぜ認定が遅れているのか。六月二十日に間に合わせるものではなかったのか。また、いつ供給が開始される見込みにあるのか。	大臣認定構造計算プログラムについては、改正法の施行後における各種の会議等において、建築物の設計及び確認審査等の円滑な実施のため、建築士、特定行政庁等からその早期の供給を求める意見があるが、構造計算の過程における不正な入力を防止するための機能を有するものにする必要があること、当該機能について新建築基準法第六十八条の二十六第二項に規定するプログラムの性能に関する評価を受ける必要があることなどにより開発事業者におけるプログラムの開発事業者において開発中のプログラムについては、新建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関において評価試験が実施されているところと聞いており、今後当該評価試験が完了し、開発事業者から新建築基準法第二十条第二号イ又は同条第三号イの認定の申請があったときは、当該認定に係る審査を迅速かつ適確に行ってまいりたい。

十一	<p>構造設計士を含む一級建築士の業務量は、改正法等施行により確実に増すと認定される。国土交通省は、業務量および設計コストについてどの程度増加すると判断しているのか。また、建設省告示第一二〇六号の見直しは考慮しているのか。更に、国民のコスト負担の観点から重要であると考えているのか。構造設計士のマンパワーは限られており、このままの状況では年間の建築着工量に対する影響は長期的にも避けられないと思われるが、これらについて政府の見解を求める。</p>	<p>改正省令等の施行により、建築確認の申請書の記載事項及び添付図書が拡充されたことに伴い、一級建築士の業務量及び費用面での負担はその限りにおいて増加しているものと考えられるが、当該拡充された建築確認の申請書の記載事項及び添付図書の大部分は従来から建築主事等が必要に応じてその記載又は提出を求めてきたものであり、これは年間の建築確認の件数に必ずしも影響を及ぼすものではないと考えている。</p> <p>また、御指摘の建築士法第二十五条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準(昭和五十四年建設省告示第千二百六号)については、近年の建築士の業務実態の変化に伴い、今後、国土交通省が実施することとしている建築士の業務量の状況に関する実態調査の結果等を踏まえ、国民の建築に関する費用面の負担を勘案しつつ、必要な見直しを行う予定である。</p>
十二	<p>来年、構造設計一級建築士の運用が始まると言われているが、国民の生命と財産の保護の観点からは評価できるものと考えられている。ただ、改正法等により想定される構造設計士の業務量増加と厳しい資格審査とによって、ますます処理できる建築量は厳しさを増してくるのではないかと考えている。国土交通省では構造設計一級建築士の創設により構造設計にかかわる業務環境がどうなると想定しているのか。</p>	<p>建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号。以下「改正建築士法」という。)の施行に伴い、構造設計一級建築士(改正建築士法による改正後の建築士法(昭和二十五年法律第二百二号。以下「新建築士法」という。)第十条の二第四項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。)以外の一級建築士は、一定の建築物の構造設計(新建築士法第二条第六項に規定する構造設計をいう。以下同じ。)を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が新建築士法第二十条の二第二項に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならないこととなるため、構造設計を担当する建築士の業務量はその限りにおいて増加するものと考えられるが、これにより建築士の構造設計に関する業務環境が悪化しないよう、所要の人数の構造設計一級建築士を確保するため、関係団体に対して構造設計に関する研修会の開催を要請するなど改正建築士法の円滑な施行のための準備を進めてまいりたい。</p>
十三	<p>内閣府発表の月例経済報告では、十一月になってやっと基調として「住宅建設はこのところ減少」と記載がなされた。しかし、冒頭の先行きの留意事項には一切文言が見当たらない。七月以降の表面化した一連の状況に対する危機意識が低いとしか考えられない。原油高騰やサブプライム問題と違い、国内で起きている実態の捉えやすい問題ではなからうか。国民生活の利便、今期、来期に渡る企業業績等に直結した問題であり、まっ先に対処すべきあるいは対処しやすい問題ではないかと考える。月例経済報告の作成に当たり、改正法等施行以来のこの事態について、どのような情報を基にしてどのような議論がなされたのか。</p>	<p>月例経済報告の作成に当たり、改正法の施行の影響については、国土交通省が毎月公表している建築着工統計その他各種の統計、企業、関係省庁その他関係者からのヒアリング結果等を分析し、検討した上で総合的に判断を行っているところであり、改正法の施行後の本年七月時点の状況が明らかになった同年九月の月例経済報告においても既に言及しているところである。</p> <p>その後、同年十月の月例経済報告においては、改正法の施行の影響もあり、またその影響が当面続くと見込まれるようになったことなどから、「住宅建設は、このところ減少している」との判断を明らかにし、さらに、同年十一月の月例経済報告においては、同年の第三四半期の住宅投資の減少がこの期間の我が国の経済成長率を大きく押し下げたことなどから、「住宅建設は、このところ減少している」との認識を我が国経済全体の基調判断として示したところである。</p>
十四	<p>ここにきて、民間シンクタンク等からも改正法等に起因するGDPの減速予測が出され始めた。軽く見過ごすような数字ではないのは明らかである。どの程度、この問題が日本経済のマイナス要因になると政府は考えているか。具体的な予測数字を示されたい。失業、税収、金融に結びつく問題だけに、今後、国土交通省の現状把握を土台に、経済産業省、厚生労働省、財務省等関係各省庁連携しての取り組みが急務であると考え。今後の取り組みについて、政府の見解を求める。</p>	<p>改正法の施行に伴う本年第三四半期における住宅投資の減少は、我が国の国内総生産の押し下げ要因になっており、また、現在生じている住宅着工戸数等の減少は、当面の住宅投資等の減少につながることから、引き続き我が国の国内総生産の押し下げ要因になると考えられる。しかしながら、確認審査等が円滑に行われることとなることに伴い、住宅着工戸数、住宅投資等も徐々に回復していくと考えられるが、住宅投資等を含めた平成十九年度及び二十年度の我が国経済の見通しについては、今月中に公表する予定の「平成二十年度政府経済見通しと経済財政運営の基本的態度」の中でお示しすることとしたい。</p> <p>御質問の関係省庁が連携した取組については、本年十月九日から、中小企業庁において、政府系中小企業金融機関、商工会議所等全国九百四十三か所に特別相談窓口を設置し、関連中小企業者の経営上の相談に応じるとともに、政府系中小企業金融機関による経営環境変化対応資金の貸付け(セーフティネット貸付け)及び既往債務の返済条件の緩和の措置を講じているところであり、さらに、同年十一月二十七日には、信用保証協会によるセーフティネット保証制度の対象業種の追加指定を行ったところである。また、同年十月十六日に、金融庁において、全国銀行協会等の金融関係団体を通じ、建築確認及び建築着工の減少の影響を受ける中小企業に対する金融の円滑化について周知徹底を図ったところである。</p> <p>国土交通省においては、確認審査等の円滑な実施に係る措置及び関連中小企業の資金繰りに係る対策に関する情報の提供を図るため、経済産業省及び農林水産省の協力を得て、関連事業者に対する説明会を全都道府県において速やかに実施することとしている。</p> <p>今後とも、関係省庁の連携による取組を進めてまいりたい。</p>

改正建築基準法施行に伴う建築関連産業の混乱等に関する再質問主意書

平成十九年十二月十四日付で送付された答弁書について、取り上げた事案の重要性に鑑み、内容の確認と理解をさらに深める為、次の事項を再質問する。

番号	質問	答弁
一	質問一の答弁について 答弁では(以下省略)、改正法施行により審査時間の増加は想定していたとあるが ① 今回の一連の混乱は予見していなかったと考えて良いか。	一の①について 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第九十二号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、改正法による改正後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「新建築基準法」という。)第六条第四項、第六条の二第一項又は第十八条第三項の確認済証(以下単に「確認済証」という。)の交付件数及び建築工事の着工件数の大幅な減少が生じることは、予見していなかったところである。
	② 審査に要する時間の増加とは、建築基準法第六条に定める審査期間の変更のことなのか、又は法定期間内では足りないという意味なのか。	一の②について 先の答弁書(平成十九年十二月十四日内閣衆質一六八第三〇一号。以下「前回答弁書」という。)一について述べた「確認審査に要する時間が増加する」とは、新建築基準法第六条第四項及び第十八条第三項に定める期間(以下「審査期間」という。)の範囲内においてこれらの規定に規定する審査に要する時間が増加することである。
	③ (②を踏まえて)円滑な施行の準備とは、法定期間内での審査に対処する為ということと解釈して良いか。	一の③について 前回答弁書一について述べた「円滑な施行のための準備」は、新建築基準法第六条第四項及び第十八条第三項の規定により、審査期間内に審査が行われ、審査の結果に基づいて申請に係る建築物の計画が新建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定(以下単に「建築基準関係規定」という。)に適合することが確認されたときは、当該申請者に確認済証が交付されるために必要な準備を含むものである。
	④ 「経済、国民生活に対する支障」とはどのような場合の、どのような支障と考えているか。	一の④について 前回答弁書一について述べた「我が国の経済及び国民生活に支障を生じること」とは、新建築基準法第六条第四項及び第十八条第三項に規定する審査並びに新建築基準法第六条の二第一項の規定による確認のための審査(以下「確認審査」と総称する。)が適正かつ円滑に実施されない場合に生じる確認済証の交付及び建築工事の着工の大幅な遅延等により、我が国の経済の発展及び国民生活の向上について支障を生じることである。
二	質問二の答弁について ① 確認業務の混乱の原因は、関係者の確認審査に係わる技能の未熟さおよび一部の行き過ぎた制度運用の二点にあると解釈できるが、これは、建築設計関係者(団体も含む)や建築主事らの職務怠慢によるものと理解して良いか。習熟していないとはどのような理由、事象から判断したのか。	二の①について 建築士、建築主事、新建築基準法第二条第三十三号に規定する特定行政庁(以下単に「特定行政庁」という。)、新建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関(以下単に「指定確認検査機関」という。)その他の関係者が新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施に習熟していないこと並びに一部の特定行政庁等において新建築基準法第六条第一項の確認又は新建築基準法第六条の二第一項の確認(以下「建築確認」と総称する。)の申請者に過重な負担となる制度の運用が行われたことについては、改正法及び関係政省令等についての事前の周知が十分でなかったことが大きな要因であると考えており、必ずしも御指摘の「建築設計関係者(団体も含む)や建築主事らの職務怠慢によるもの」ということはできないと考えている。 また、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施に習熟していないことについては、関係者から国土交通省に寄せられた当該確認審査に関する質問の内容等から判断したものである。
	② 習熟していないことが判明したのはいつか。	二の②について 平成十九年七月の時点において、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施に習熟していない関係者が少なからずいるのではないかと認識を有するに至ったところである。
	③ 習熟していないと指摘する確認審査の実施とはどのようなことか。どのような作業や行為なのか。建築確認申請件数が減少したこととの関係はどう判断しているのか。	二の③について 新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査においては、提出された建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成十九年国土交通省令第六十六号。以下「改正省令」という。)による改正後の建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)に定められた設計図書等に明示すべき事項に基づき、建築物の建築の計画が建築基準関係規定に適合するものであるかどうかを審査するとともに、一定の建築物については新建築基準法第六条第五項の規定により構造計算適合性判定を求める等の事務を行うこととなる。 改正法の施行後においては、新建築基準法第七十七条の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員が新建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定(以下単に「構造計算適合性判定」という。)の手續において建築基準関係規定に規定する建築物の構造に関する基準に適合した建築物の計画について当該基準を超える水準の強度を備えた構造の建築物とするよう求めた事例や、改正省令による改正後の建築基準法施行規則第一条の三第一項表三(一)の項に規定する構造計算概要書など改正省令の施行に伴い新たに提出が求められることになった図書の記載の方法について特定行政庁等によって異なる取扱いが行われた事例が見られたことなどから、建築主等の間に建築確認の申請を一時的に手控えて新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等の運用の状況を見守ろうとする動きがあったことなどにより、結果として建築確認の申請件数が減少したものと考えている。
	④ 改正法施行にあたり、国土交通省は、関係者の確認審査実施に対する習熟度をどの程度だと把握していたのか。今回の混乱を予見していなかったとすれば、改正法施行時点で習熟度は十分であると認識していたと考えて良いか。	二の④について おおむね習熟しているものと考えていたところである。
	⑤ 国土交通省の施行前の習熟度把握と施行後露呈した習熟度に開きがあったとすれば、その原因は何か。	二の⑤について 改正法の施行前における関係者の習熟度に関する実態の把握が十分ではなかったためであると考えている。
	⑥ 一部の特定行政庁とはどこか。あるいは審査窓口全体のどの程度の割合なのか。	二の⑥について 建築確認の申請者に過重な負担となる制度の運用を行った特定行政庁等のすべてを把握しているわけではないことから、具体的な特定行政庁等の名称についての答弁は差し控えたい。 また、御質問の「割合」については、網羅的な調査を行っていないため、お答えできない。
	⑦ 建築確認件数減少は、一斉でかつ全国的規模であるが、一部の特定行政庁の行き過ぎた行為がなぜ全国的な事態となったのか。	二の⑦について 前回答弁書二について述べたように、一部の特定行政庁等において建築確認の申請者に過重な負担となる制度の運用が行われていたほか、確認審査において一定の建築物については構造計算適合性判定を行うことが新たに必要となったこと、関係者が新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施に習熟していなかったことなどから、改正法の施行後、全国的に建築確認の件数の減少が生じたものと考えている。
	⑧ 過重な負担となる制度の運用とは具体的にどのようなものだったのか。そのような運用を招いた原因は何か。またはそれは法解釈上不自然な運用であったのか。	二の⑧について 確認審査等に関する指針(平成十九年国土交通省告示第八百三十五号)第一第五項第三号の規定により同号イに掲げる場合に該当するときは新建築基準法第六条第一項の確認の申請書等の補正を求め、その補正が行われたときは、補正された当該申請書等について審査を行うこととされているにもかかわらず、そのような補正は認められず改めて当該確認を申請することが必要となると関係者が誤解していた事例、建築主事等が確認審査の厳格化を理由として、設計図書に記載された事項のうち当該建築物の建築の計画が建築基準関係規定に適合するものであるかどうかの審査と無関係な事項の補正を求めた事例などがあり、このような運用は、改正法及び関係政省令等についての事前の周知が十分でなかったことが大きな要因となって行われたものと考えている。
質問四の答弁について	① 研修会、講習会の回数は、会場数と考えて良いか。	三の①について 前回答弁書四について述べた研修会及び講習会の開催回数は、同一の会場において二回以上開催された場合においては当該二回以上の開催回数を合計した開催回数である。
	② 講習会等参加者からの意見とあるが、当日会場での個人的な意見という	三の②について

	ことか。	前回答弁書四についてで述べた関係者からの意見は、研修会及び講習会の会場において表明された意見のほか、それらの開催後において財団法人建築行政情報センター等に寄せられた意見を含むものであり、当該意見が個人的なものであるかどうかは承知していない。
三	③ 意見の取りまとめ書はあるのか。あれば概要をご説明願いたい。	三の③について 御質問の「意見の取りまとめ書」としては作成していないが、例えば、改正省令による建築基準法施行規則別記第二号様式の改正に関し当該様式において記載することとされている設計者の範囲を明確にするよう改正すべきとの意見や、改正省令による建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号の規定の改正に関し構造計算適合性判定を要する建築物の建築確認の申請の際に二通提出することとされている当該確認申請書の副本について三通提出するように改正すべきとの意見等が提出されたところである。
	④ 改正法施行前に、手続きの細則やその他について、関係団体等からの要望書、意見書、質問書のたぐいは一切無かったと考えて良いのか。	三の④について 改正法の施行前においては、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等の運用に関し、社団法人日本建築士事務所協会連合会等から要望書が提出されたところである。
	⑤ 改正法施行一、二ヶ月前での講習会等開催であるが、実際の開催で十分であったと考えていたのか。	三の⑤について 建築基準法の改正による新たな制度の導入に際して過去に行った周知の方法に照らして十分な対応であると考えていたところである。
	⑥ 講習会等で出た意見について、改正法が施行された六月二十日に発出された「施行通知」へ盛り込むことを間に合わせても、確認申請準備の作業には物理的に間に合わないと考えがいかか。少なくとも七月の確認申請に影響があるとは考えられなかったのか。	三の⑥について 御質問の「施行通知」が平成十九年七月の建築確認の申請の状況及び当該建築確認の申請の準備作業に影響を及ぼしたかどうかについては、建築物の規模やその設計を行った建築士等によって状況が異なることから、一概にお答えすることは困難である。
	⑦ 関係者が習熟していないことが判明した時点から現在まで、追加の研修会、講習会は行ったのか。	三の⑦について 平成十九年七月以降においても、関係者を対象とした新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等の運用に関する説明会、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等に規定する建築物の構造に関する基準に関する講習会等を開催したところである。
	⑧ 国土交通省のデータによると、建築基準法第六条第一項一～三号に掲げる建築物の確認申請件数は、対前年比で、十月時点でも大きく減少のままである。建築確認交付件数ではそれ以上の減少である。七～十月にかけて、関係者の習熟度は一向に改善されてきていなかったと判断して良いか。	三の⑧及び⑨について 平成十九年十月における新建築基準法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の建築確認の申請の件数及び当該建築物の新建築基準法第十八条第二項の通知の件数を合計した件数(以下「確認申請等件数」という。)並びに確認済証の交付件数の前年同期における確認申請等件数及び確認済証の交付件数に対する割合は、平成十九年七月における確認申請等件数及び確認済証の交付件数の前年同期における確認申請等件数及び確認済証の交付件数に対する割合と比較して、いずれも相当程度改善してきており、関係者の新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施についての習熟が進んだことがその理由の一つであると考えている。
	⑨ 習熟させるのになぜこれ程時間を要しているのか。その理由・原因は何か、明確な説明を求める。	
四	質問五、六の答弁について ① 構造計算適合性判定(以下「適判」という。)制度の導入、指定確認検査機関の指定要件の強化、一部の中間検査の追加の三点以外の厳格化条項は、構造計算書偽装防止に寄与していないと判断して良いか。	四の①について 前回答弁書五及び六についてで挙げた改正法の内容については、いずれも構造計算書の偽装防止に寄与するものと考えている。
	② 構造計算書偽装防止に寄与する①の三点については、確認申請がストップする理由ではないと考えて良いか。 ③ 建築設計関係者(団体も含む)や建築主事らが習熟していなかったのは、法の目的である偽装防止に直接寄与していない条項に関しての部分であったと解釈して良いか。	四の②及び③について 関係者が新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等による確認審査の実施に習熟していない事例として二の③についてで述べたような事例があり、これらの中には構造計算適合性判定に関わるものもあることから、必ずしも御質問の「法の目的である偽装防止に直接寄与していない条項」に関するものとはいえないと考えている。
五	質問八の答弁について 国土交通省のデータによると、七～十月四ヶ月間の一～三号建築物の確認申請数は、合計四九、〇三八件である。そのうち適判合格件数は一、一三四件で、二、三％だけである。仮に確認申請数のうち適判が一〇〇％必要だとすれば、建築確認交付件数は著しく低調であると考えざるを得ない。これは建築着工件数に大きく影響を与えているということではないのか。よって、把握していないと答弁している適判割合については早急に把握すべき重要な調査項目と考えるべきではないのか。建築確認申請の抽出調査は、「今後必要に応じて」ではなく、すでに実施されていなければならないのではないのか。政府の見解を求める。	国土交通省においては、特定行政庁及び指定確認検査機関に依頼し、月ごとの建築確認等の実態調査を行っているところであり、本年一月以降の当該実態調査の対象事項に建築確認の申請が行われた建築物のうち構造計算適合性判定が必要なものの割合を追加するとともに、建築確認の申請のあった日から構造計算適合性判定を求めた日までの期間及び確認済証の交付を受けた建築物の床面積の合計等についても抽出調査を実施しているところである。
六	質問九、十の答弁について ① 大臣認定構造計算プログラムは、定められた確認期間内の構造計算書偽装防止策として、重要で必要なものと考えて良いか。また、大臣認定構造計算プログラムがなくとも迅速な構造計算書偽装防止は可能なのか。	六の①について 前回答弁書九及び十についてで述べたように、新建築基準法第二十条第二号イ又は同条第三号イの規定による国土交通大臣の認定を受けたプログラム(以下「大臣認定構造計算プログラム」という。)は、建築物の構造計算の迅速かつ適確な実施に資する重要なものである。他方、大臣認定構造計算プログラムによる構造計算を行うかどうかにかかわらず、確認審査の適正かつ円滑な実施により、構造計算書の偽装の防止を図ることができるものと考えている。
	② 六月二十日改正法施行時点で、大臣認定構造計算プログラムが供給できなかった理由は何か。そしてそれまでにどのような指導がなされたのか。	六の②について 前回答弁書九及び十についてで述べたように、構造計算の過程における不正な入力を防止するための機能を有するものにする必要があること、当該機能について新建築基準法第六十八条の二十六第二項に規定するプログラムの性能に関する評価を受ける必要があることなどにより、開発事業者におけるプログラムの開発が遅れたためである。 また、国土交通省においては、改正法の施行前から、開発事業者に対する説明会、新建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関に対する迅速かつ適確な審査の依頼の実施、当該指定性能評価機関に対する新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等に規定する建築物の構造に関する基準に関する情報の提供等の支援を行ってきたところである。
七	質問十一の答弁について ① 今回拡充された建築確認申請書に添付する必要図書等の大部分は、今までも同様に提出されてきたものであると解釈して良いか。 ② 関係者への設計業務量に対するヒアリング等を実施したのであれば、いつどのような結果を受け取っていたのか。 ③ 改正法施行による構造設計業務の手間は、従来に比べて二倍にもなっているとの声があるが、まったく見当違いの意見ということなのか。	七の①について 前回答弁書十一についてで述べたように、改正省令等の施行により、建築確認の申請書の記載事項及び添付図書が拡充されたが、その大部分は従来から建築主事等が必要に応じてその記載又は提出を求めてきたものである。 七の②について 前回答弁書十一についてで述べたように、建築士の業務量の状況に関する実態調査については、今後実施する予定である。 七の③について 改正法の施行後の構造設計に係る業務量が改正法の施行前の構造設計に係る業務量と比較してどの程度増加したかについては、建築物の規模やその設計を行った建築士等によって状況が異なることから、一概にお答えすることは困難である。なお、七の②についてで述べた建築士の業務量の状況に関する実態調査においては、構造設計に係る業務量についても調査の対象事項とする予定である。
	質問十三、十四の答弁について ① 「各種統計を検討し」とあるが、月例経済報告では住宅建設についての記述があるのみである。住宅以外の建設は減少していないのか。住宅以外は取るに足らない程度との判断なのか。	八の①及び③並びに九の④から⑥までについて 月例経済報告の作成に当たり、改正法の施行の影響については、建築工事が着工された建築物の床面積の合計を含む建築着工統計やその他の各種の統計、企業、関係省庁その他関係者からのヒアリングの結果等を分析し、検討した上で総合的に判断を行っているところであり、住宅建設については、平成十九年十二月の月例経済報告において、「下げ止まりつつあるものの、依然として低い水準にある」との判断を示し、また、御指摘の「住宅以外の建設」については、設備投資の先行指標である建築工事費予定額(民間非居住用)が基調として減少していることが確認された同年十一月の月例経済報告に引き続き、「減少している」との判断を示したところであり、いずれも妥当なものと考えている。

		<p>なお、「平成二十年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成十九年十二月十九日閣議了解)の中では、平成十九年度の経済動向について、「企業部門の底堅さが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、改正建築基準法施行の影響により住宅建設が減少していること等から、回復の足取りが緩やかになると見込まれる」としており、さらに、平成二十年度の経済見通しについて、民間住宅投資が、「改正建築基準法施行の影響による減少から回復する」とし、また、民間企業設備投資も、「底堅い企業収益に支えられ、改正建築基準法施行の影響から回復することもあり、引き続き増加する」としているところである。</p>
八	② 改正法施行の影響を指摘しているが、建設の減少にどの程度寄与していると考えているのか。その割合を明示願いたい。	<p>八の②について</p> <p>改正法の施行の影響を数量的に特定することは困難である。</p>
	③ 建築着工統計は参考にしてしているのか。	参照→八の①及び③並びに九の④から⑥までについて
	④ 「第三四半期」とは七～九月期で良いか。	八の④及び⑤について
	⑤ 「第三四半期の経済成長率を大きく押し下げた」とあるが、GDP一次速報データによるものか。	御質問の「第三四半期の経済成長率」については、内閣府が平成十九年十一月十三日に公表した「平成十九年七～九月期四半期別GDP速報(一次速報値)」によるものである。
	⑥ GDP一次速報の民間住宅項目の数字は、建築工期を考慮した前期までの着工統計のものをかなり含んでいるのではないか。どの程度四～六月期以前のもが含まれているのか。戸建て住宅でも四～五ヶ月の工期は通常必要となるのではないか。	<p>八の⑥について</p> <p>内閣府が公表している「四半期別GDP速報」における民間住宅の投資額は、国土交通省が毎月公表している建築着工統計における居住専用住宅、居住専用準住宅及び居住産業併用建築物の工事費予定額をそれぞれの平均工期に基づいて出来高として計算したものである。このため、「平成十九年七～九月期四半期別GDP速報(一次速報値)」における民間住宅の投資額には、御質問の「四～六月期以前」に着工された建築物の出来高が含まれており、その割合は七割程度である。</p>
⑦ 「第三四半期の住宅投資の減少」は、改正法施行の影響した七～九月での建築着工数減が折り込まれた数字ではないと判断して良いか。	八の⑦及び⑧について	
⑧ 七月以降の建築着工数激減は、いつ頃から発現されてくと予測するのか。また、予測作業は行われているのか。	「平成十九年七～九月期四半期別GDP速報(一次速報値)」における民間住宅の投資額の減少には、建築着工統計における平成十九年七月から同年九月までの工事費予定額が前年同期の工事費予定額と比較して減少した影響が含まれている。	
九	① 建築着工統計の床面積データは、建築確認交付時点の建築工事届けによる集計と考えて良いか。	<p>九の①について</p> <p>御質問の「建築着工統計の床面積データ」は、新建築基準法第十五条第一項の規定により建築主が建築物を建築しようとする場合に届け出た建築物の床面積の合計を集計したものである。</p>
	② 平成十九年七月以降、確認審査機関窓口において、確認後の取り下げが発生したとの情報は把握しているか。取り下げ案件があるとすれば、見かけのデータとして計上されることになるのではないか。	<p>九の②について</p> <p>御質問の「確認後の取り下げが発生したとの情報」の趣旨が明らかでないため、お答えできない。</p>
	③ 建築着工統計によると、平成十九年七～十月において、相当数の対前年比での床面積減少が読み取れる。この四ヶ月間の対前年比床面積減少分の合計は、全数で約二、三二〇ha、居住系で約一、三五〇ha、非住居系で約九七〇haと算定されるが相違ないか。	<p>九の③について</p> <p>建築着工統計によると、平成十九年七月から同年十月までに建築工事に着工した建築物の床面積の合計は、前年同期に建築工事に着工した建築物の床面積の合計と比較して、全数で約二千三百二十六ヘクタール、居住用建築物で約千三百五十六ヘクタール、非居住用建築物で約九百七十一ヘクタールの減少となっている。</p>
	④ 非住宅床面積は、減少床面積の約四二%を占めており、経済に大きな影響を与える数字と判断できるか。いかがか。	
	⑤ 月例経済報告では、住宅投資の減少のみの表現であり、非住宅床に触れられていないのはなぜか。	
	⑥ 四ヶ月間の減少床面積は、どれほどのマイナス経済効果であろうか。減少分には一～三号建物が多くを占めていることを前提に、建築費単価(消費税込)を二十万円/m ² に設定して計算してみると、約四、七兆円と試算できる。また、設計料分を勘案すれば、約五兆円と推計できる。波及効果を加えれば四ヶ月間のマイナス経済効果は六兆円とも考えられる。この金額についてどのような取扱いが妥当なのか。月例経済報告での「住宅建設はこのところ減少」との取扱いで妥当であるのか。	参照→八の①及び③並びに九の④から⑥までについて
+	常識的に考えて、今回のような運用を伴う大幅な法改正がある場合には、施行前に十分なりサーチを行い、習熟度を確かめ、具体的なシミュレート等を行うなどの慎重な対応が求められるのではないか。改正法施行により今回の事態が発生したという実態を鑑みて、国土交通省の対応に何が足りなかったのか。また何を怠ったと考えるのか。	改正法及び関係政省令等の円滑な施行を図ることが必要であることにかんがみ、新建築基準法及びこれに基づく関係政省令等の内容については、改正法の施行前においても様々な方法により周知を図ってきたところであるが、結果としてそれが十分ではなかったことが大きな要因であると考えている。